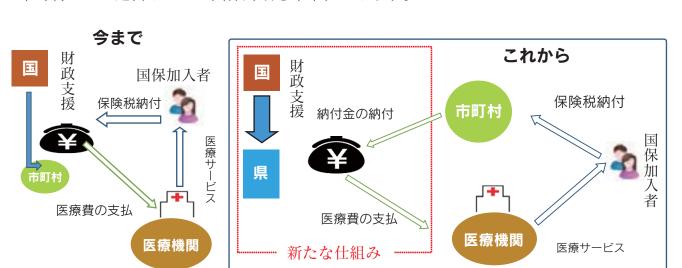
高齢者·保険課 医療保険·年金係 ☎72-2101(内線322)

平成30年4月から国民健康保険制度が 変わります。

①県も財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険を運営します。

市町村ごとに運営していた国保財政を県単位とします。



市町村ごとのお財布を県のお財布にまとめて収入・支出を管理します。

②どうして国保の制度を変えるの?

小さな市町村の多い長野県で、県単位の運営にすることで、より**安定した財政運営**を行うことができます。

現在は、市町村によって保険税負担は異なりますが、将来的には、県内どこでも同じ所得の 方の保険税負担額が同じ水準となるよう**負担の公平化を図る**ことができます。

③財政運営の仕組みを変えるとどのようなメリットがあるの?

(1)保険税負担の急激な増加リスクが軽減できます。

- ・小さな市町村単位で国保を運営していると、高額な医療費が突然発生した場合に、医療費増加分の負担を市町村単位(少ない加入者)で負担するため、急激な保険税負担増が生じる恐れがありました。
- ・今まで市町村内での支え合いの仕組みであった国保を県内すべての国保加入者同士の仕組み とすることで、急激な負担増リスクが軽減できます。

②健康づくりの取組の強化による保険料抑制を図ることができます。

- ・県は保険者として、今まで以上に市町村と共に市民の健康づくりの取組を応援します。
- ・健康づくりが進むと医療費が抑えられるため、保険税を抑制することにもつながります。

④国保加入者の皆さんは次の点が変わります。

- ①平成30年10月の一斉更新から新しい保険者証に「長野県」が表記されます。一斉更新までは今お使いの保険証をそのままお使いいただけます。
- ②県内の、他の市町村に引っ越した場合において、引っ越し前と同じ世帯であることが認められる時は、高額療養費の回数カウントが引き継がれるようになり、引っ越し後も経済的な負担が軽減されます。

⑤下記のとおり、平成30年4月以降も引き続き市役所の窓口で手続きを行います。

- ●加入脱退などの手続きは 市役所窓口で行います。
- ●保険税は 市役所に納めます。
- ●保険証は 市役所から交付されます。
- ●高額療養費などの申請は 市役所に申請します。
- ●特定健診、保健指導は 健康管理センターなどで行います。

⑥保険税は変わるの?

保険税負担が増加または減少する場合があります。

将来的に、県内どこでも同じ所得の方の保険税負担を同じ水準にしていく(負担の公平化を実現していく)ためです。

※平成30年度から直ちに統一とすると、市町村によっては、加入者の保険税負担が大きく増加してしまうため、すぐには統一せず、保険税負担の急な増加を抑えながら、段階的に統一を目指すこととしています。

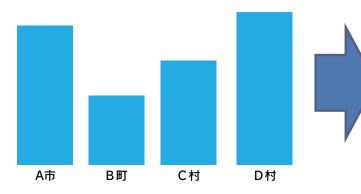
同一所得、同一世帯構成の1世帯当たり保険税額のイメージ

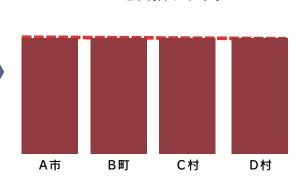
今まで

同じ所得、同じ世帯員数でも住む市町村が異なれば、保険税額はバラバラでした。

将来的には…

県内どこの市町村でも、同じ所得、同じ 世帯構成の世帯は同じ保険税水準となる ことを目指します。





保険税負担を平準化していく中で、今まで保険税水準が高かったA市、D村の加入者は、保険税 負担が減少しますが、保険税水準が低かったB町、C村の加入者は、保険税負担が上昇します。